

本郷けやき保育園入園不許可者託児支援 実施要項

1. 経緯と目的

東大本郷けやき保育園（以下「けやき保育園」という。）は、養育する2歳児（年度初）までの乳幼児の保育を行うための定員30名の学内保育施設であるが、近年、その利用を希望する東京大学（以下「本学」という。）関係者がその定員を著しく上回っている。一方、学外の認可保育所については、就労者と同等に扱われることが少ない学生等による利用がいつそう困難となっており、本郷キャンパスにおける保育施設のキャパシティ確保・向上は喫緊の課題となっている。

これに対して、本郷キャンパス内（南研究棟1階南側）に新たな保育施設を設置する計画が検討されている。しかし、その開園は平成30年度中、場合によっては平成31年4月になってしまうことが想定されているため、開園までの期間、定員不足を理由に入園不許可となることで就学継続が難しくなる学生等への支援を行うことを目的とした支援を実施する。

2. 概要

平成29年3月から新しい保育施設が開園するまでの期間、けやき保育園の常時保育入園不許可通知を受けた者のうち、定員の空きが十分であれば入園許可とするはずだった学生等に対して、利用料が高額となる学外の認可外保育施設やベビーシッター等の託児サービスを利用した際の費用の一部を、託児支援金として支給する。

3. 定義

この実施要項において、用語の意義を、次のように定める。

- (1) 学生等 本学の学部学生、大学院学生及び研究生。
- (2) 常時保育 週5日間定期的実施する保育。
- (3) 一時保育 決められた曜日若しくは時間又は一時的に日時を指定して実施する保育。
- (4) 全部局対象保育園 本学に設置された保育施設のうち、けやき保育園、東大白金ひまわり保育園、東大駒場むくのき保育園及び東大柏どんぐり保育園の4つの保育施設。
- (5) 支給該当月 託児支援金を支給すべき託児サービスの利用があった月、あるいは利用が見込まれる月。

4. 受給資格者

- ① 託児支援金を支給できる対象者（以下「受給資格者」という。）は、生後6週間経過後から満3歳未満（支給該当月の属する年度（以下「当該年度」という。）4月1日現在）の乳幼児（以下「当該子」という。）を養育する本学の学生等であり、当該子について、当該年度4月から支給該当月までのいずれかの月を利用開始月とする、けやき保育園への常時保育入園申込を行ったが入園不許可を通知された者とする。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (1) 当該子について、当該年度4月から支給該当月までのいずれかの月を利用開始月とする、全部局対象保育園の常時保育入園許可が通知されている者。
 - (2) 当該子について、当該年度4月から支給該当月までのいずれかの月を利用開始月とする、認可保育所又は東京都認証保育所など、国又は地方自治体からの助成を受けている保育所等の入園許可が通知されている者。
 - (3) 支給該当月において、休学の期間がある者。
 - (4) 支給該当月において、受給資格者及びその配偶者の勤務先や地方自治体から、託児支援に関する助成金等を受給している者。
- ② 受給資格者については、①に該当する見込みのある者の中から、保育園運営委員会（以下「運営委員会」という。）の議を経て、担当理事が決定する。
- ③ 決定された受給資格者には、担当理事よりその旨を通知する。
- ④ 受給資格者は、現に託児支援金の受給を希望する際、支給該当月においても引き続き①に該当することに關する自己申告を行う。
- ⑤ 当該子の両親が共に本学の学生等であった場合でも、受給資格者となる者は、両親のうち1名のみとする。

5. 受給希望申請

受給資格者は、現に託児支援金の受給を希望する際、支給該当月に利用した「全部局対象保育園を除く保育施設の一時保育」、「学外の認可外保育施設（国又は地方自治体からの助成を受けている保育所等を除く。）の常時保育」、「ベビーシッター」及びその他類似する託児サービスの利用によって生じた費用を証明する書類（以下「費用証明書類」という。）を、様式「託児支援金受給希望申請書」と共に、担当理事に提出する。また、年度初回の申請の際には、世帯収入を証明するための書類を併せて提出するものとする。

この提出は、支給該当月の翌々月の1日（ただし、1日が東京大学教職員勤務時間、休暇等規則第9条第1項に定める休日である場合、その後の直近の休日ではない日）までに行うこと。

6. 支給金額の決定と支給

担当理事は、提出された費用証明書類を元に、適切と判断する託児サービス利用の費用総額の50%（1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。）及び50,000円のうち低い方の金額を支給該当月における支給上限額とし、受給希望を申請した者の世帯収入や現に託児支援金を支給する日の属する年度の予算を勘案し、運営委員会の議を経て、支給金額を決定する。

託児支援金の支給は、事前に受給資格者から指定された口座への振り込みによって行う。振り込みの期日は原則として支給該当月の翌々月の末日までとするが、マイナンバー通知書の写し等の振り込みに必要とされる書類提出に不備や遅れがあった場合は、この限りではない。

7. 実施期間

この実施要項において託児支援金の支給が行われる支給該当月は、平成29年3月から本郷キャンパスに設置される新たな保育施設が開園する月までとする。

ただし、各種状況等の変化によって、すべての受給資格者に対する託児支援金の支給を終了することがある。

8. 支給の停止

7. のただし書きにおける支給の終了のほか、以下のいずれかに該当する場合は、該当した日の属する月に遡って託児支援金の支給を停止することがある。

- (1) 受給資格者が4. の①に該当しなくなった場合。
- (2) 受給資格者が4. の④によって行った自己申告に虚偽があった場合。
- (3) その他支給が適当ではないと判断した場合。